

2010 年度

# 留学生ハンドブック



## 横浜商科大学

横浜商科大学  
2010年4月1日

# 目 次

I	本学の沿革と特色	1
	本学の沿革と特色	1
II	修学の案内	2
	1. 授業科目について	2
	2. 単位の取り方と成績について	2
	3. 授業時間割	3
	4. 試験と成績	3
III	学生生活	5
	1. 住居	5
	2. 学生住宅総合保障制度	5
	3. 奨学金	6
	4. アルバイト	7
	5. 医療	7
VI	日本在留手続き及び注意事項	8
	1. 外国人登録	8
	2. 入国管理局について	8
	3. 諸手続を行う上での注意	8
	4. 入国管理局への申請	9
	5. 申請の書類	10
V	その他	13
	1. 大学への諸届け	13
	2. 学費の納入	13
	3. 各種証明書の発行	13
	4. 学生への連絡	14
	5. 学内サークル（部活動）	14
	6. 各種イベント	14
	7. 育友会	15
VI	留学生会	16
	1. 本学における外国人留学生制度の沿革	16
	2. 留学生会会則	16

# I 本学の沿革と特色

本学の歴史は、1940年の横浜第一商業学校の設立まで遡り、戦後の1966年に横浜商科短期大学が設立されました。1968年に短期大学から四年制の大学となり、現在に至っています。建学以来、世に送り出した卒業生はすでに15,000名を越え、社会の各方面で活躍しています。

建学当初は、商学部商学科のみの単科大学としてスタートしました。

その後、1974年に貿易・観光学科および経営情報学科の二学科を増設し現在の三学科となりました。各学科はそれぞれ特色を生かし、学問を通じての真理の探求と、高度な専門教育を共通の目標としています。

また、「教員と学生とのふれあいと交流こそが教育の基本である。」との考えから、少人数制のクラス編成に重点を置き、将来の進路、学習の方法、個人的問題に対する相談等に応じています。さらに、ゼミナールでは専門的研究における、教員と学生の対話を通じて、学生の知識の向上と人格形成にも努めています。

本学の特色は、このように高度の専門教育を通じて、国際政治や世界経済の大きな流れを理解し、氾濫する情報の中から必要な情報を適確に選択し、これに対応しうる有為の人材を育成するための知的訓練の場として貢献することにあります。

## II 修学のご案内

### 1. 授業科目について

本学の授業科目は、以下の4つの科目群に分かれています。①、②、③の科目群を合わせて40単位以上、④の内、学部専門科目は60単位以上、学科専門科目は24単位以上を修得することが卒業条件となります。

①基礎演習科目群—専門科目を学ぶ上で最も基礎となる科目で1年次生が対象になります。

**注)** 留学生は、「基礎演習 I・II」(必修)の代わりに「日本語 I・II」が必修科目になります。

②国際理解力育成科目群—グローバル化した社会に対応するため、国際理解や言語能力を養うための科目群です。

**注)** 2年次以降の留学生はこの科目群のうち、「日本事情」が必修となります。

③多角的思考力育成科目群—視野を広げ、多角的な視点からの思考力を養う科目群です。

④専門力育成科目群—専門的知識を養う科目群で、学部専門科目と学科専門科目に分かれています。

詳細は入学時に配布される、「履修要覧・講義要項」を参照して下さい。配布された履修要覧は卒業まで使用しますので、大切に保管してください。

### 2. 単位の取り方と成績について

#### (1) 卒業要件

8セメスター(4年間)以上在籍し、上記科目群の必要単位を満たし、合計124単位以上を修得することが卒業要件となり、商学の学位が授与されます。編入学生は、3年次編入の場合は4セメスター、2年次編入の場合は6セメスター以上在籍し、各科目群の必要単位を満たした合計124単位以上を修得することが卒業要件となります。ただし、休学した場合、休学した期間は在籍期間に含みません。

#### (2) セメスター制(学期)

本学では、1年を2セメスター(学期)に分け、4月1日から9月30日を前期セメスター、10月1日から3月31日までを後期セメスターとしています。各セメスターは15週の授業を開講しています。学年や入学年度により各セメスターで履修制限単位数があるので、下の表を確認してください。

#### (参考) 履修制限単位数表

学籍番号	1年次			2年次			3年次			4年次		
	前期	後期	年間	前期	後期	年間	前期	後期	年間	前期	後期	年間
209番台	20	20	40	20	20	40	20	20	40	30	30	60
208~206番台	16	16	32	22	22	44	22	22	44	30	30	60
205番台	14	14	28	24	24	46	24	24	46	30	30	60

### (3) 単位修得について

単位を修得するためには、履修を希望する科目の登録（履修申請）をする必要があります。履修申請は各セメスターのはじめに、次のような手順で行います。

① 時間割表をよく見て、履修計画を立てる。



② 指定された履修期間内に履修申請をおこないます。

1 年次生…前期は、「授業科目履修申請書」に必要事項を記入し、事務局窓口へ提出してください。後期は大学の HP から web 申請を行います。

2～4 年次生…各セメスター始めに web にて履修申請をします。

**注)** 履修申請をしないと、授業に出席しても単位は与えられません。



③ 履修申請を行った後、登録に間違いがないか確認するため大学から「個人別時間割表」が送付されます。履修の訂正がある場合は、指定の期間内に修正を行ってください。

**注)** 科目によっては履修者の制限などがあるため、希望する科目については一回目の授業から必ず出席してください。

履修の方法など授業に関する相談は、学年始めのオリエンテーション期間中に行っています。また、不明なことがあればいつでも事務局にお問い合わせください。

## 3. 授業時間割

授業時間は通常 5 時限で、土曜日は 2 時限まで授業を行います。また、教員などの都合により授業が休講になった場合、補習講義（補講と呼ぶ）など必要に応じて 6 時限まで（土曜日は 3・4 時限まで）授業を行うこともあります。

授業の開始及び終了時間は次のとおりです。

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
9 : 00～10 : 30	10 : 40～12 : 10	13 : 00～14 : 30	14 : 40～16 : 10	16 : 20～17 : 50

休講などの空き時間には、図書館やコンピュータ室などを有効に利用してください。

## 4. 試験と成績

① 定期試験は原則として学期の終了前に 2 週間ほど実施します。科目によっては、授業時の小テスト、レポート提出で評価されることもあります。

② 成績は、定期試験や臨時試験（小テスト）の成績・レポート提出・講義の出席状況（全講義日数の 3 分の 2 以上の出席）・授業態度等によって総合的に評価されます。

③ 正当な理由により定期試験を受けられなかった者は、追試験の申請ができます。正当な理由には、病気またはケガ、親族の死亡・葬儀、公共交通機関の遅延、就職試験、災害の発生などがあります。追試験の詳細については試験時間割発表時に掲示しますので確認してください。

④成績はA+（秀）100～90点、A（優）89～80点、B（良）79～70点、C（可）69点～60点は合格となり、所定の単位が認定されます。F（不可）59点以下、及びW（無、評価無し）は不合格として単位は認定されません。

**履修した科目が不合格となった場合**

・必修科目…卒業するためには必ず合格しなければなりません。日本語など、必修科目はできる限り早い時期に再度履修をして合格するようにしてください。

・選択科目…単位を得るために再度履修しても良いし、しなくても良いです。

⑤成績表は、定期試験終了後、毎年9月下旬と3月下旬に郵送にてお知らせします。成績の思わしくない者については留学生担当教員との面接を実施するなどの指導を行っています。

# Ⅲ 学生生活

## 1. 住居

留学生にとって、日本に入国直後にまず直面するのが住居の問題です。本学には学生寮がありません。住まいを決めるにあたって次のようなことに注意してください。

### (1) 賃貸アパートなどに入居する場合

日本のしきたりとして、アパート、貸間等の斡旋は不動産屋を仲介することが多いのですが、その際、仲介業者は礼金と称して1・2ヶ月分の家賃に相当する仲介手数料を取る場合がほとんどです。また家主の方へも敷金や権利金などの名目で1・2ヶ月分の家賃に相当する金額を支払うのが普通です。敷金の名目で納めた分については、部屋を解約する場合に補修代金や清掃代金を除いて返金がありますが、権利金と称する部分については返してもらえないので注意する必要があります。アパートの契約など少しでも不明な点があったら事務局まで問い合わせて下さい。

### (2) 留学生会館に入居を希望する場合

神奈川県、横浜市にはそれぞれ留学生を受け入れる施設として留学生会館があります。毎年、会館から募集があり、希望者は応募することができます。特に横浜市国際学生会館（鶴見）は、募集人数に対して応募人数が多く、応募者全員が入居することはできません。

学生会館は、家賃が月額20,000～30,000円程（光熱費込み）と低額ですが、入館者は地域との交流を促進するためのプログラムに参加することが求められます。入居募集は例年12月頃に掲示で行います。

**\* どのような住居に住む場合でも、ゴミ出しなど地域のルールを守るように心がけましょう。**

## 2. 学生住宅総合保障制度

留学生が民間アパートなど居室を借りる際、ほとんどの場合保証人を必要とします。この補償制度は、留学生が円滑に入居することができるよう支援する制度です。留学生本人が本学を通じて国際教育支援協会留学生住宅総合保障に加入することにより、大学が連帯保証人となる制度です。補償範囲は、家屋の損傷、日常生活での事故、旅行中の事故などによる保険金の支払いなど、多くが対象となります。保険に加入することは、安心して生活するためにも必要であるので、大学でも加入を勧めています。この制度の加入には、「留学」の在留資格が必要です。詳しくは事務局まで問い合わせてください。

### 3. 奨学金

本学を通しての奨学金制度は、留学生も含めた全学生対象の奨学金制度と留学生のみを対象にした奨学金制度があります。

#### (1) 留学生のみ対象

##### ①私費外国人留学生学習奨励費制度（1年間給付）

年度の始めに文部科学省の外郭団体である日本学生支援機構より本学を通じて奨学生の募集が行われます。採用人数は総留学生数に基づきます。2008年度は、7名（うち1名は6ヶ月）でした。2009年度の給付奨学金は月額48,000円となります。

##### ②民間企業や各種団体による奨学金制度（給付）

募集時期、募集内容はそれぞれ異なります。

過去の奨学生

佐川留学生奨学会／朝鮮奨学会／高羅記念奨学会／ロータリー米山記念奨学金  
平和中島奨学金/昭和池田記念財団など。

##### ③国連大学私費留学生貸与育英奨学金

国連大学による貸与育英資金奨学金制度です。一度にまとめて貸与（最高40万円）を受けるため、授業料や急な引越などの出費に便利です。また、返済は卒業するまでに毎月1万円ずつ事務局窓口へ返還します。

出身国の制約や、特典など詳細は、オリエンテーション時の説明会や事務局に問い合わせてください。

**注）募集は4月・10月に行い、全て掲示版でお知らせします。**

#### (2) 全学生対象

##### ①横浜商科大学特待生、横浜商科大学同窓会奨学金

全学生を対象とした本学独自の奨学金(特待生、同窓会奨学生)は前年度の成績優秀者に支給されます。2009年度は2名の留学生が特待生に選ばれました。

(特待生、同窓会奨学生)

	採用人数	給付年額	備考
横浜商科大学 特待生	2～4学年・各学科 1名ずつ 9名	授業料相当額	成績最優秀者
横浜商科大学 同窓会奨学金	2～4年次 3名	40万円	成績優秀者

##### ②資格取得奨励奨学金

各種一定レベルの資格を取得すると、奨励奨学金が支給されます。資格の詳細は、入学時に配布された「学生便覧」で確認してください。

## 4. アルバイト

外国人留学生在が日本で生活する場合、生活費の経済的負担が大きいということが切実な問題であることは否定できません。1970年代前半までは、外国人学生のアルバイトは原則として禁止されていました。現在では外国人留学生のアルバイトは、週28時間以内に限り認められています。また、夏期休暇、春期休暇など長期休業期間は、一日8時間以内とします。皆さんも自覚していると思いますが生活費の一部を得るためのアルバイトが、生活の中心になり、大学生生活が乱れることにならないよう十分気をつけて下さい。深夜の就労、危険な作業、過酷な労働など学生生活に支障をきたすようなアルバイトは避けるようにしてください。また特殊な営業などのアルバイトは禁止です。なお、アルバイトに関して、賃金や就労条件など、少しでも不明な点や疑問な点があれば、留学生担当の教職員や事務局に相談するようにしてください。また、アルバイトを新たに始める場合や、アルバイト先が変更になった場合は、事務局まで届け出てください。

**注** アルバイトを行うにあたっては、P11の(4)資格外活動届の欄を熟読し、手続等に間違いがないようにして下さい。

## 5. 医療

### (1) 国民健康保険

国民健康保険は、日本滞在1年以上の外国人を対象に加入することが義務付けられています。国民健康保険に加入すると医療費の70%が保険でカバーされ、自己負担は30%の支払いです。保険に加入するには、居住地の市または区役所で申請を行い保険料金を支払って、保険証の交付を受けて下さい。なお、保険料金は居住地区により少し異なります。

国民健康保険証は、常に携帯し病気またはケガで医療機関等に行ったときに、最初に受付窓口で提示して下さい。

### (2) 保健室

大学には保健室があり、学内での急病、外傷などの救急処置の他、健康相談、生活相談などを行っていますので、気軽に来室して下さい。

受付時間 月～金 9:00～11:30 12:30～16:15  
土 9:00～11:30 12:00～12:45

※なお、急患の場合は時間外でも受け付けます。

### (3) 学生相談室

カウンセラーが常駐しています。慣れない日本での生活、勉学、進路などさまざまな悩みや疑問について相談を受け付けています。相談内容が外部に漏れることはありません。

問い合わせは 電話：045-583-9239 (直通)

E-mail：sodan@shodai.ac.jp

## IV 日本在留手続き及び注意事項

### 1. 外国人登録

90日以上日本に滞在する外国人は、居住する市区町村の役所に登録をしなければなりません。その際に発行される「外国人登録証明書」は常に携帯してください。居住場所を移転した際は14日以内に移転先の役所に届け出を行ってください。

また、記載事項に変更があった場合も速やかに届け出てください。

### 2. 入国管理局について

日本に在留するための必要な手続きを行なうところです。

#### ○東京入国管理局 通称：入管

所在地：☎108-0075 東京都品川区港南 5-5-30

総合案内 インフォメーションセンター ☎ (03) 5796-7112

交通機関：JR品川駅下車、港南口より都営バス「品川埠頭循環」乗車「東京入国管理局」下車  
C2出口より徒歩5分

受付時間：月～金 9：00～12：00 13：00～16：00

#### ○東京入国管理局 横浜支局

所在地：☎236-0002 横浜市金沢区鳥浜町10-7

電話番号：総務課045-769-1720

インフォメーションセンター045-769-0230

交通機関：JR京浜東北・根岸線「新杉田駅」バス乗場から、横浜交通開発バス「鳥浜61系統」に乗車、「入国管理局前（新設）」バス停を下車（バスの乗車時間約15分）

#### ○東京入国管理局 横浜支局 川崎出張所

所在地：☎231-0023 川崎市麻生区上麻生 1-3-14 川崎西合同庁舎 1階 ☎ (044) 965-0012

交通機関：小田急線 新百合ヶ丘駅（南口から徒歩3分）

受付時間：月～金 9：00～12：00 13：00～16：00

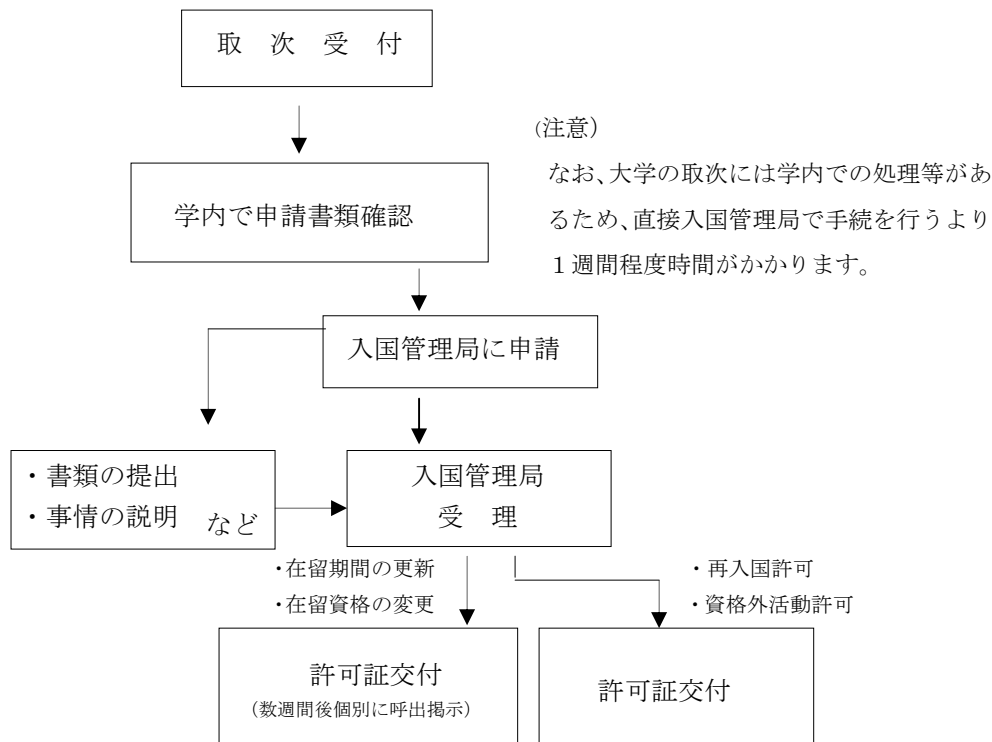
### 3. 諸手続を行う上での注意

日本に入国した留学生は、その後の在留の状況に応じて様々な在留手続を行わなければなりません。手続きをスムーズに行うには、成績や日ごろの生活態度が重要となります。その中でも本学の学生として必要な手続を説明しますが、留学生の皆さんは諸注意をよく読み、担当者の指示に従って手続を行ってください。

**注)** 諸<sup>しよてつづき</sup>手続を行う上で、特に入国管理局が注意しているのは、経費<sup>けいひ しべん</sup>の支弁がどのように行われているのかということです。必ず銀行等<sup>ぎんこう</sup>を利用して、普段<sup>ふだん</sup>から「自分の<sup>たたくわ</sup>蓄えはいくらあるのか」、「誰<sup>だれ</sup>がいくら送金<sup>そうきん</sup>したか」を証明できるようにしてください。  
(預金通帳<sup>よきんつうちょう</sup>等が証明する資料となります。仕送りの手渡し<sup>がいくわかせほう</sup>は外国為替法<sup>がいくわかせほう</sup>にもとづく書類<sup>ひかえ ほんかん</sup>の控<sup>ひかえ</sup>を保管しておいてください。)

## 4. 入国管理局への申請

### (1) 大学による取次申請<sup>とりつぎしんせい</sup>の流れ



### (2) 一括申請取次<sup>いっかつしんせいとりつぎ</sup>の注意点

大学で申請の取次ができる手続には以下のようなものがあります。

必要な書類等については、手続<sup>かくこうもく</sup>の各項目にのせていますが、若干異なることがありますので、申請前<sup>しんせいまえ</sup>にあらかじめ事務局に問い合わせて下さい。

- ① 在留期間<sup>ざいりゅうきかん</sup>の更新<sup>こうしん</sup>
- ② 在留資格<sup>ざいりゅうしかく</sup>の変更<sup>へんこう</sup>
- ③ 再入国許可<sup>さいにゅうこくきよか</sup>
- ④ 資格外活動許可<sup>しかくがいかつどうきよか</sup>

大学で取次ぎを行う場合は、掲示にてお知らせいたします。

なお、大学を通じて申請を行う場合は、皆さんが入国管理局で直接<sup>ちよくせつ</sup>手続を行うより時間がかかりますので、余裕をもって手続を行ってください。

## 5. 申請の種類

### (1) 在留期間の更新こうしん

留学生が在留を許可される期間は二年間（状況により一年間）ですので、その期限までに在留期間の更新を行わなければなりません。この手続きは、原則として在留期間が終了する10日前までに終了していなければならないので、余裕をもって入国管理局で手続きを行ってください。（受付は1ヶ月前からです。）申請には以下のものが必要ですが、個々の事情によって提出物が異なることもありますので、学務部もしくは入国管理局にお問い合わせください。

- ① ざいりゅうきかんこうしんきょかしんせいしょ 在留期間更新許可申請書（申請用紙は学務部または入国管理局にあります）
- ② ざいがくしょうめいしょ 在学証明書（学内設置の証明書発行機で発行）
- ③ せいせきしょうめいしょ 成績証明書（証明書発行機）、成績が証明できない場合は履修証明書（大学で発行）
- ④ しょうがくきんじゅきゆうしょうめいしょ 奨学金受給証明書（大学で発行）または けいひ しべん りっしょう しりょう 経費の支弁を立証する資料
- ⑤ パスポート 預金残高証明書や預金通帳の写し等
- ⑥ がいくじんとうろくしょう がくせいしょう 外国人登録証・学生証
- ⑦ 手数料 4,000円
- ⑧ その他、入国管理局で提出を求められた物
- ⑨ 資格外活動許可申請書、再入国許可書・・・必要に応じて

#### （入国管理局での手続き）

まず、必要事項を記入し、①～⑥を持って入国管理局へ行き、①にサインをし、申請をしてください。申請を行うとパスポートに申請中の旨と日付のスタンプが押されます。在留期間更新の許可がおりると、ハガキで通知が来ます。ハガキ、パスポート、外国人登録証、手数料4,000円を持って入国管理局で手続きを行って下さい。

### (2) 在留資格の変更

外国人が4年制大学に在学するためには、原則として「留学」の在留資格が必要です。

日本語学校や専門学校に通っていた者は「就学」から「留学」に在留資格の変更をする必要があります。また、日本で就職をする学生も「留学」から「就労」等に在留資格を変更する必要があります。申請には以下のものが必要ですが、個々の事情によって提出物が異なることもありますので、学務部もしくは入国管理局にお問い合わせください。

- ① ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせいしょ 在留資格変更許可申請書（申請用紙は学務部または入国管理局にあります）
- ② にゅうがくきょかしょう 入学許可証 … 入学前に申請する場合（大学で発行します）
- ③ しょうがくきんじゅきゆうしょうめいしょ 奨学金受給証明書 または けいひ しべん りっしょう しりょう 経費の支弁を立証する資料
- ④ じゅうきょ ちんたいけいやくしょ うつ 住居の賃貸契約書の写し 預金残高証明書や預金通帳の写し等
- ⑤ パスポート
- ⑥ がいくじんとうろくしょう 外国人登録証
- ⑦ 手数料 4,000円
- ⑧ その他、入国管理局で提出を求められた物

(入国管理局での手続き)

必要事項を記入し、①～⑥を持って入国管理局へ行き、①にサインをし、申請をしてください。書類を提出すると、パスポートに申請中の旨と日付のスタンプが押されます。後日、在留資格変更の許可がおりると、ハガキで通知が来ます。ハガキ、パスポート、外国人登録証、手数料、4,000円を持って入国管理局で手続きを行って下さい。

**注)** 「就学」のビザでは、がくひ 学費の減免、げんめん 奨学金の申請等ができません。入学後速やかに「留学」のビザに切り替えを行ってください。

### (3) さいにゅうこく 再入国

許可されている在留期間内に、一度日本を出国した後で再び日本に入国しようとする場合、改めて日本のビザを取得しなければなりません。事前に再入国許可証の申請、許可を受けると、改めて日本のビザを取る必要がなくなり便利です。手続きを確実にするためにも、必ず日本を出国する前に再入国許可を受けてください。申請書類には以下のものがが必要です。

- ① 再入国許可申請書 (申請用紙は事務局または入国管理局にあります)
- ② パスポート
- ③ 外国人登録証・学生証
- ④ 手数料 1回限りの許可 … 3,000円 数次有効の許可 … 6,000円
- ⑤ その他、入国管理局で提出を求められた物

(入国管理局での手続き)

必要事項を記入し、①～④を持って入国管理局へ行き、①にサインをして申請を行ってください。特に問題がなければ、その日に許可証が交付されます。

**注)** 出国の際は、外国人登録証明書を必ず携行し、必ず再入国許可期限内に日本に戻るように行ってください。

### (4) しかくがいかつどうとどけ 資格外活動届

留学ビザは、勉学する目的で在留している者に与えられるものです。留学中の学費その他の必要経費を補う目的でアルバイトを行なう場合には、資格外活動の許可を受けなければなりません。なお、アルバイトは週28時間以内、長期休暇中は1日8時間以内で認められます。「週間就労時間」に記入する場合は、28時間までとしてください。

なお、アルバイトをするときには、必ず資格外活動許可証の写しを携帯して下さい。

- ① 資格外活動許可申請書 (申請用紙は学務部または入国管理局にあります)
- ② 前回の資格外活動許可証 (持っている者のみ)
- ③ パスポート
- ④ がいこくじんとうろくしょう 外国人登録証・がくせいしょう 学生証
- ⑤ 別記 (大学で発行します)
- ⑥ べっき 副申書 (大学で発行します)
- ⑦ その他、入国管理局で提出を求められた物

(入国管理局での手続き)

①の書類に記入し、事務局に提出すると、⑤と⑥が発行されます。①～⑥を持って入国管理局に申請を行うと、特に問題がなければ、その日に許可証が交付されます。

#### (5) 継続就職活動のための在留資格変更

大学を卒業しても、日本で引き続き就職活動を行う場合、在留資格を問わず、**最長1年程度**の期間の滞在の申請ができます。就職活動の継続を立証するためにつぎの書類が必要になります。なお、延長期間中は「資格外活動」や「再入国許可」の申請をすることができます。

- ① 大学からの推薦書
- ② 大学の卒業証書又は卒業証明書
- ③ 在留中の一切の経費支弁能力を証明する文書

**変更や更新を行った場合は、必ずコピーを事務局まで提出してください。**

**なお、日本の法律に違反した場合は強制退去処分となります。**

# V その他

## 1. 大学への諸届<sup>しよとど</sup>け

本人の現住所・電話番号、保証人の住所・電話番号、本国の住所等を変更した時や、<sup>ちようきけつせき</sup>長期欠席や<sup>たいがく</sup>退学するときは、早めに学務部へ届け出てください。また、変更の有無に関わらず、「留学生在籍確認カード」を毎月、グループ担当教員へ提出してください。

なお、留學生で帰国または他国に旅行する場合は、学務部に必ず届け出てください。

## 2. 学費<sup>がくひ</sup>の納入<sup>のうにゆう</sup>

学費の納入は<sup>ぜんのう</sup>全納を原則としておりますが、<sup>ぶん</sup>分納もできます。納入の際は<sup>ほんがく</sup>本学の所定用紙（毎年3月、<sup>ぶん</sup>分納の者に対しては<sup>ご</sup>後期分を9月）を送付しますので、決められた期間内に必ず納入して下さい。

全納 および 前期分納	4月1日～4月30日
後期分納	10月1日～10月31日

なお、留學生は半期ごとの成績により<sup>がくひげんめん</sup>学費減免の対象となります。本学の<sup>きてい</sup>学費減免の規程は次のとおりです。

### (1) 入学年度（編入学生を含む）

前期 … 全員を対象とし、前期学費の30%を減免する（2009年度10万5千円）。

後期 … 本学規定により、本年度前記までの成績が、本学 GPA1.7 以上の者を減免の対象とする。

### (2) 入学年度以降

前期 … 本学規定により、前年度後期までの成績が、本学 GPA1.7 以上の者を減免の対象とする。

後期 … 本学規定により、本年度前期までの成績が、本学 GPA1.7 以上の者を減免の対象とする。

学費支払期間内に学費の<sup>ふりこみ</sup>振込ができない場合は、つるみキャンパス法人事務局で相談し、「<sup>がくひえんのう</sup>学費延納願」を提出してください。

「学費延納願」は本人の<sup>しよめい</sup>署名・<sup>なついでん</sup>捺印の上、納入期間内に提出してください。延納の期間は原則として1ヶ月です。また、振込用紙は納入期限を過ぎると使用できません。

## 3. 各種証明<sup>かくしゅ</sup>書の発行<sup>しよめい</sup>

各種証明書は、事務局ホールに設置している<sup>しよめいしよじどうはつこうき</sup>証明書自動発行機で発行できます。

<sup>えいぶん</sup>英文による証明書、<sup>しよがくきんじゆきゆう</sup>奨学金受給証明書、<sup>りしゆう</sup>履修証明書などの<sup>とくしゅ</sup>特殊な証明書については、学務部で受付を行っています。（窓口発行には数日かかる場合もあります）

#### ○学生運賃割引証 (学割)

学生運賃割引証は、旅行や研修などで鉄道を利用する際に、片道の乗車距離が100kmを超える区間で利用できます。乗車券を購入の際に、学生証と学生運賃割引証を駅窓口に提示して下さい。

学割による割引額は2割、有効期間は3ヶ月以内です。

## 4. 学生への連絡

大学から学生への連絡は原則として全て掲示で行います。授業関係、呼び出し、図書館や保健室からの連絡など、掲示がいち早く情報の更新が行われるため、掲示板を見る習慣をつけてください。

留学生向け奨学金募集など、留学生のみに関する掲示は「留学生」のコーナーがあります。

なお、本学webから携帯電話のメール登録を行うと、大学からの休講など緊急の連絡を受けることができます。

## 5. 学内サークル (部活動)

学内のサークルには、文化部連合会加盟団体と体育部連合会加盟団体とがあり、それぞれつるみキャンパス、みどりキャンパス (主に体連関係) を拠点として活動を行っています。各団体のみの活動だけではなく、大学行事にも積極的に参加しています。

#### ○文化系サークル (文化部連合会所属)

会計学研究会 軽音楽部 芸術部 漫画研究部 商大ネットワーク部 ユースホステル部  
Dance部 JAZZ研究部

#### ○体育系サークル (体育部連合会所属)

空手道部 剣道部 硬式庭球部 硬式野球部 自動車部 柔道部 ソフトテニス部  
アーチェリー部 アメリカンフットボール部 ゴルフ部 サッカー部 バスケットボール部  
バドミントン部 ハンドボール部 ラグビー部 軟式野球部 フットサル部 フェンシング部  
バレーボール部 弓道部

## 6. 各種イベント

本学では、11月初旬に学生にとって最大のイベントである『飯山祭』が、つるみキャンパスで行われます。これは学生による飯山祭実行委員会が主体となり、一つのテーマの下に学内に集い、ゼミ研究活動、学修や部活動の成果を学内外に発表するものです。また、学外からゲストを招いたトークショーや、学生による音楽ライブ、出店などの各種イベントも飯山祭の楽しみのひとつです。

なお、留学生会も毎年出店を出すなどして参加し、好評を得ています。

また、飯山祭期間中、留学生会は出店以外にも「留学生フォーラム」を開催しています。昨年の留学生フォーラムは、「すばらしい日本」というテーマを掲げ、パネラーによる発表、ディスカッションを行いました。

このようなイベントは、大学の発展と学生生活の充実を共に考える貴重な一時を与えてくれるほか、企画の立案やプレゼンテーション、イベントにかかる予算立てや最後の決算報告など、実際の社会の一面を学ぶことができる良い機会となるでしょう。

また、学生自治会や体育部連合会、文化部連合会、留学生会が開催するイベントもありますので、それにも積極的に参加するとよいでしょう。

## 7. 育友会

本学には、大学と家庭との連絡を密にして学生の教育環境を支えることを目的とした『育友会』という父母会組織があります。学費負担者として登録された者を会員として、相互扶助の精神により、次のような共済事業を行っています。学内だけでなく学外で怪我をした場合、事務局に「傷害事故報告書」（事務局備え付け）を提出してください。その際、治療費が発生した場合は治療金額により見舞金を請求できるため、領収書を保管しておいてください。

\*留学生の父母（学費負担者）も育友会の会員です。

- (1) 在学生全員を保険に加入させることにより、正課授業中や課外活動中、また学内外を問わず、学生の生活を24時間保証しています。
  - ① 正課中およびそれに準ずる研究活動中に発生したケガおよび死亡、後遺症。
  - ② 学生の日常生活（課外活動等も含む）での事故による傷害死亡、所定の廃疾。
  - ③ 病気による死亡、廃疾。
- (2) 学費支弁者たる会員が不幸にして死亡したときは、その遺志をつぎ、無事子弟が所定の課程を卒業できるよう、卒業までの授業料の補助を行なう。
- (3) 会員が不慮の災害に遭遇したときは見舞金を支給する。
- (4) 学生の正課中および課外活動中、生活中的の傷害事故に対して見舞金を支給する。

# VI 留学生会

## 1. 本学における外国人留学生制度の沿革

日本人が外国に留学した遠い記録は2500年の昔に遡ります。我が国では遣隋使（607年）や遣唐使（630年）などを始め、数多くの留学生派遣によって外国文化を吸収し、明治維新以後、多数の留学生が海外に学んで、日本の近代化に大きく貢献しました。

一方、外国から日本に留学する者も次第に増加しましたが、閉鎖的な日本人の態度によって思わぬ反日感情を持たらしめたことも少なくありませんでした。

戦後、これに反省し、外国人留学生にも積極的に大学の門戸を開き、国際文化交流に資する機運が高まりました。国際都市横浜に位置し、国際的感覚を養うことを目標の一つに掲げる本学でも、外国人留学生を受け入れることとなったのです。

正規の学生として外国人留学生を受け入れたのは、昭和57年のことであり、北京第二外国語学院分院の北京旅游学院管理学科からの藤開君が最初でした。しかし、それ以前に聴講生として台湾から蘇松標君が、米国からマイケル・ストーン君が在学したことも忘れてはならないでしょう。

本学は、小規模ながら外国人留学生の受け入れと、その教育の充実に努め、本学学生の国際感覚を養うとともに、外国人留学生の日本の理解を促進したいと願っています。

## 2. 留学生会会則

### 第1条 会の名称

本会は「横浜商科大学留学生会」と称する。

### 第2条 会の目的

- (1) ほんがく本学に在学中の留学生の間の友情を深めること。
- (2) 日本人学生と交流すること
- (3) 他の大学の留学生と交流すること。
- (4) 外国人の新入生及びこの大学に留学を希望する受験生に対して必要な援助をすること。
- (5) 会員が協力して行なう活動により豊かな学生生活を過ごすこと。
- (6) ほんがく本学を卒業した学友に対して連絡の役を受け持つこと。

### 第3条 会員

- (1) 一般会員：横浜商科大学に在学中の留学生はすべて会員になる資格を持つ。

### 第4条 会員の特権

- (1) 一般会員の発言、投票、棄権、選挙への参加、及び本会のあらゆる活動に参加する権利を持つ。

第5条 会員の義務

- (1)すべての会員はこの会のあらゆる規則を守る義務がある。
- (2)すべての会員は年次大会に出席すること。

第6条 執行委員会

- (1)執行委員会は次の会員で構成される。
  - (a)会長
  - (b)副会長（若干名）
  - (c)会計

第7条 執行委員会は会員大会で指名され、任期は1年とする。

第8条 執行委員会の権限

- (1)大会を開くための準備
- (2)大会の規則に違反した会員に対する処分の決定
- (3)大会の代表としての外部機関との連絡
- (4)大会の予算、財政の運営
- (5)小委員会の指名

第9条 会費

必要に応じて徴収すること。

第10条 会合

週1回、平常自由に参加すること。  
特別の場合、会合の時にその都度通知すること。

---

**住所変更や、その他届け出の変更がある場合は、変更後すぐに事務局窓口へ届けでてください。**

つるみキャンパス：横浜市鶴見区東寺尾 4-11-1

☎230-8577 ☎(045) 571-3901

みどりキャンパス：横浜市緑区西八朔町 761

☎226-0024 ☎(045) 934-2001